

# C O N T E N T S



	page
1. 公的職業訓練（ハロートレーニング）とは……………	1
2. ポリテクセンター佐賀が実施している職業訓練の概要……………	2
3. 訓練受講のメリット……………	3
4. 2019 年度募集内容及び日程……………	4
5. お申込み方法・入所選考……………	5
6. オープンキャンパス（施設見学・説明会・訓練体験）のご案内……………	6
オープンキャンパス（施設見学・説明会・訓練体験）参加申込書……………	7
7. 託児サービス付職業訓練のご案内……………	8
8. 入所時における必要経費のめやす（概算）・訓練の時間割……………	9
9. 訓練コース・訓練内容	
■CAD／NCオペレーション科……………	10
■ものづくりベーシック科……………	12
■機械ものづくり科（若年者訓練コース）……………	14
■溶接技術科……………	16
■電気設備施工科……………	18
■電気保全サービス科（若年者訓練コース）……………	20
■住環境CAD科……………	22
10. よくある質問（Q&A）……………	24
11. 訓練に関する各種資格等一覧……………	26
12. 再就職に向けたサポート体制……………	28
13. 就職支援スケジュール（訓練期間中から修了後までの就職支援の流れ）……………	29
14. 修了生からの声……………	30
15. 就職先事業所からの声……………	32
16. 各科の就職先事例……………	33
17. 筆記試験問題の参考例……………	34
18. ハローワーク（公共職業安定所）一覧……………	36
19. ポリテクセンターの施設配置図……………	37

# 1 公的職業訓練（ハロートレーニング）とは



公的職業訓練（ハロートレーニング）とは、「公共職業訓練」及び「求職者支援訓練」に大別されています。いずれも再就職に必要な技能・技術の習得に高い意欲がある求職者を対象に国及び都道府県が主体となり、公共職業能力開発施設または委託機関によって行われています。

**公共職業訓練**とは、雇用保険の受給資格者または雇用保険の受給資格がない方でも、公共職業安定所長（ハローワーク所長）の受講指示または受講推薦、支援指示により職業訓練を受けることができる制度です。

佐賀県内の公共職業訓練では、**ポリテクセンター佐賀（佐賀市）**と**佐賀県立産業技術学院（多久市）**において、施設内で行う訓練と外部の民間教育訓練機関等に委託して行う訓練を行っています。

**求職者支援訓練**とは、主に雇用保険受給資格者でない方を対象とする訓練であり、職業訓練を受ける必要があると公共職業安定所長（ハローワーク所長）に認められた求職者が、厚生労働大臣の認定を受けた民間教育訓練機関の職業訓練を受けることができる制度です。（雇用保険の受給資格者の方も受講できます。詳しくは、最寄りのハローワークの職業訓練の窓口でご相談ください。）

## 佐賀県内の公共職業訓練

### ポリテクセンター佐賀の職業訓練

ポリテクセンターは、職業能力開発促進法に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、全国約60箇所を設置・運営を行っている施設です。正式な名称は、佐賀職業能力開発促進センターですが、愛称として「**ポリテクセンター佐賀**」と呼んでいます。

訓練の内容は、機械系や板金・溶接系、電気・電子系、建築などの居住系の分野で、「**ものづくり**」に関する職業訓練を実施します。

ここで行う施設内での訓練は、離職者を対象に標準で6ヶ月間実施しますが、一部のコースで導入訓練を含めた7ヶ月訓練や期間と時間を短縮した4ヶ月訓練も行います。

また、応募対象者は、主に雇用保険受給資格者であって、年齢制限（若年者訓練コースを除く）、性別区分は一切なく、多くの方々が受講できるよう入所時期を毎月設定しています。

### 佐賀県立産業技術学院の職業訓練

佐賀県立産業技術学院は、職業能力開発促進法に基づき、佐賀県が設置・運営を行っている施設です。

訓練の内容は、機械系や電気系、自動車工学、建築、木工芸デザインの分野で、「**ものづくり**」に関する職業訓練を実施します。

ここで行う施設内での訓練は、若年者の人材育成を目的とし、入校時期は4月で、訓練期間は2年間で実施します。応募対象者は、高等学校卒業程度以上で29歳以下の方です。

また、介護や医療事務、IT、経理事務など「**非ものづくり**」分野の職業訓練は、外部の民間教育訓練機関等に委託する「**委託訓練**」で実施しており、訓練期間は、2ヶ月から6ヶ月が多く、最長2年間です。

### 求職者支援訓練

ポリテクセンター佐賀や佐賀県立産業技術学院が実施する公共職業訓練以外に、求職者支援制度による求職者支援訓練があります。

この訓練は、2ヶ月から6ヶ月の訓練期間で設定されており、介護や医療事務などの「**非ものづくり**」分野を中心に、民間教育訓練機関が実施します。多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「**基礎コース**」、基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を習得するための「**実践コース**」があります。

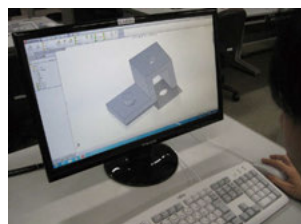
※公的職業訓練（ハロートレーニング）を受講するに当たって、雇用保険の受給資格者以外の方でも、求職者支援制度の要件を満たした場合は、職業訓練受講給付金等が受給できます。詳しくは最寄りのハローワークの窓口でご相談ください。

## 2 ポリテクセンター佐賀が実施している職業訓練の概要

### 一般訓練コース

一般訓練コースは、企業での現場の実態に即した「ものづくり」分野に特化したコースを設定し、早期再就職に必要な技能・技術・関連知識を習得します。訓練は一定期間ごとに目標を設定し、習得度を確認しながら、4～6ヶ月間で段階的に訓練を行うコースです。

(※各コースの内容は10ページ～13ページ、16ページ～19ページ、22ページ～23ページをご覧ください。)



### 若年者訓練コース | デュアルシステム訓練

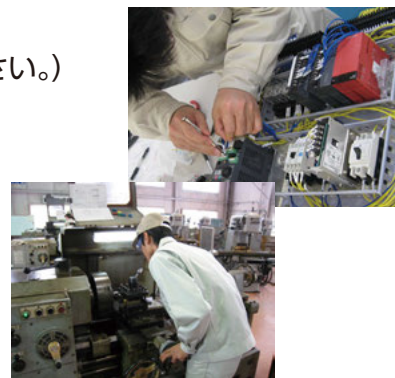
若年者訓練コースは、おおむね45歳未満の方を対象に、一般訓練コースに企業における現場体験を約1ヶ月間組み入れた、より実践的な訓練を行い、企業実習終了後は、不足内容などを確認し、フォローアップの訓練を行うコースです。

(※各コースの内容は14～15ページ、20～21ページをご覧ください。)

ポリテクセンター  
での訓練  
(概ね4ヶ月間)

企業実習先  
での体験  
(概ね1ヶ月間)

ポリテクセンター  
での訓練  
(概ね1ヶ月間)



### 導入訓練コース

導入訓練コースは、職業能力形成機会に恵まれない方などを対象として、将来の働き方や訓練の志望動機などを再確認しながら、コミュニケーション能力やビジネスマナー、パソコンの基礎など訓練受講に必要な基礎的能力を習得し、一般訓練コースへの橋渡しとして、約1ヶ月間の訓練を行うコースです。

#### 主な訓練内容

- コミュニケーションの基本、ビジネスマナーなど
- 就職先の把握、計画的な職業能力開発など
- ワード、エクセルの操作方法など
- 専門分野での基礎知識など



## 3 訓練受講のメリット

職業訓練を受講しながら再就職を目指す方には、主に以下のようなメリットがあります。

- 1 「受講料が無料です。」**  
訓練期間中の受講料が無料です。ただし、テキスト代や作業服代等は自己負担となります。
- 2 「実践的な知識や技能が身につきます。」**  
様々な仕事に就くうえで、必要不可欠な知識や技能を、より実践的な実習を通して習得できます。一定の要件を満たせば資格取得にもつながり、自己アピールのポイントが増えます。
- 3 「就職活動に対して万全なサポート体制でお手伝いします。」**  
履歴書や職務経歴書の書き方、面接の受け方など、就職支援専門のアドバイザーや担当のテクニインストラクター（講師）が日常的にサポートします。
- 4 「基本手当が訓練終了まで延長して支給されます。」**  
雇用保険の失業給付を受給中に、公共職業訓練を受講することになると、失業給付の基本手当が訓練終了まで延長して支給されます。  
(※訓練延長給付には、所定給付日数の残日数などの要件がありますので、早めにご確認下さい。)
- 5 「受講手当が支給されます。」**  
雇用保険の失業給付を受給中の方が受講した場合、訓練受講期間中に40日分を限度として、訓練受講の日において1日あたり500円が別途に支給されます。
- 6 「通所手当(交通費)が支給されます。」**  
雇用保険の失業給付を受給中の方が受講した場合、訓練実施場所までの通所にかかる費用が、訓練終了まで毎月支給されます。  
(※JRなど公共交通機関を利用すると、1ヶ月最大42,500円まで支給されます。)  
(※自家用車を利用される場合は、片道の距離数の区分より支給されます。)
- 7 「受給手続きが簡単になります。」**  
通常、雇用保険の失業給付を受給するには、ハローワークにおいて毎月失業認定の手続きが必要ですが、公共職業訓練を受講した場合は、毎月末が認定日となり訓練実施機関において事務処理を行います。
- 8 「給付制限が解除されます。」**  
自己都合による退職の場合、3ヶ月間の給付制限が課せられますが、給付制限期間中に職業訓練を受講する場合は、給付制限が解除され雇用保険の失業給付を受給できるようになります。
- 9 「職業訓練受講給付金(職業訓練受講手当、通所手当)が支給されます。」**  
雇用保険の受給資格がない方でも、求職者支援制度の要件を満たした場合は、職業訓練受講給付金が受給できます。
- 10 「生活のペースがつかめます。」**  
訓練を毎日受講することによって、生活のリズムを整えられ、再就職を目指す仲間ができ、幅広い様々な情報や知識を得られます。

※雇用保険の受給に関することや職業訓練受講給付金の受給要件など詳しい内容については、必ず最寄りのハローワークの相談窓口で、早めにご確認下さい。